

## 介護予防・生活支援員雇用促進給付金 Q&A

### Q1. ヘルパー資格を持たない介護予防・生活支援員養成研修修了者とは？

A 1. 西宮市長名で交付している介護予防・生活支援員養成研修の修了証の所持者等※1を指します。  
介護福祉士や実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者といったヘルパー資格を所持している人は対象外です。

なお、ヘルパー資格の所持については、雇用した日で審査するため、雇用した日においてヘルパー資格を所持していなかった介護予防・生活支援員が、本給付金申請までの間にヘルパー資格を新たに所持した場合も対象となります。

※1 「西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱に規定する養成研修修了者」又は「兵庫県介護予防・生活支援員認定要領に規定する兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者又はみなされた者」

### Q2. 「新たに雇用」とは？

A 2. 令和6年4月1日以降の雇用を対象とします。

### Q3. 「本市指定家事援助限定型訪問サービスに30回以上従事」とは？

A 3. 西宮市に住民票がある人を対象として、指定家事援助限定型訪問サービスを提供した回数をカウントしてください。(西宮市の被保険者であっても、住民票が他市にある人の場合は本市の指定家事援助限定型訪問サービスに該当しないため、カウントしません。)

また、事業者による研修等は除き、利用者へのサービス提供を行った回数のみをカウントしてください。

### Q4. 令和6年4月1日に雇用した人の場合の申請期限は？

A 4. 令和6年4月1日に雇用された場合、まずは、その翌日(令和6年4月2日)から6か月以内となる「令和6年10月1日」までに、30回以上本市指定家事援助限定型訪問サービスを提供してください。

その30回目のサービス提供日の翌日から3か月以内(サービス提供日が令和6年9月1日だった場合、令和6年12月1日まで)に、給付金の支給申請を行ってください。

### Q5. 対象となる介護予防・生活支援員が同一法人の複数の家事援助限定型訪問サービス事業所で勤務している場合の取扱いは？

A 5. 申請者は法人であるため、複数の家事援助限定型訪問サービス事業所分を合算して30回となった時点で申請できます。この場合、事業所名の欄には、該当する複数の事業所名を記載してください。

なお、複数の家事援助限定型訪問サービス事業所それぞれで30回従事させた場合でも、申請者は法人であるため、対象となる介護予防・生活支援員一人につき、支給は1回のみです。

**Q6. 対象となる介護予防・生活支援員が同じ日に2回訪問した場合は、どのようにカウントすればよいか？**

A 6. 日数ではなく、回数で2回とカウントしてください。

**Q7. 給付金の使途の指定はあるか？**

A 7. 本給付金は、介護予防・生活支援員養成研修修了者を雇用された場合、ヘルパー資格を所持されている方に比べて、最初に訪問事業責任者の方が同行訪問される回数が増える場合等があるため、その人件費などにご活用いただくことを想定した給付金ですが、使途は指定していません。

**Q8. 給付金は課税対象となるか？**

A 8. 本給付金は課税対象になるものと考えております。詳細は税務署等にご確認ください。